

和歌山の自由民権運動

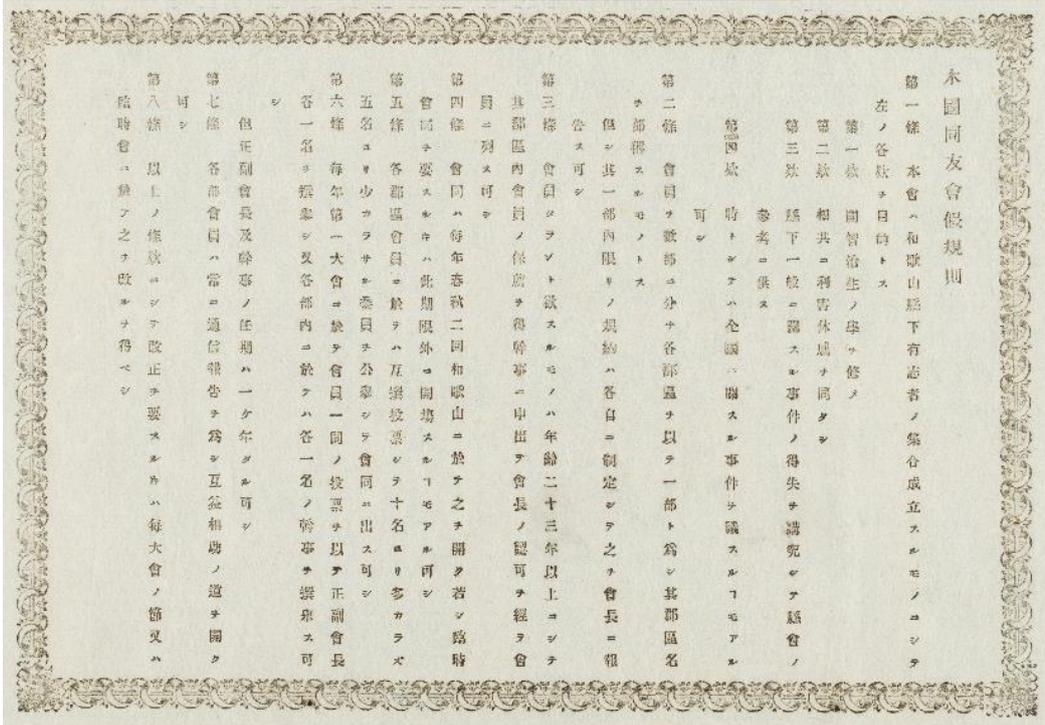
（はまぐちごりよう）
—木国同友会と濱口梧陵—

全国的に自由民権運動が広まる中、1881(明治14)年、和歌山県内全域の士族・豪農などの有力層が集まり、濱口梧陵を会長とする木国同友会が結成されました。設立の過程で作成されたとみられる木国同友会仮規則から、和歌山の自由民権運動とそれに影響を与えた濱口の考えをみていきます。

1 資料

【資料】木国同友会仮規則

[*資料のデジタル画像を見る](#)



【読み下し文】

木国同友会仮規則

第一条 本会ハ和歌山県下有志者ノ集合成立スルモノニシテ左ノ各款ヲ目的トス

第一款 開智治生ノ学ヲ修メ

第二款 相共ニ利害休戚ヲ同クシ

第三款 県下一般ニ関スル事件ノ得失ヲ講究シテ県会ノ参考ニ供ス

第四款 時トシテハ全国ニ関スル事件ヲ議スルコトモアルベシ

第二条 会員ヲ数部ニ分チ各郡区ヲ以テ一部ト為シ其郡区名ヲ部称スルモノトス

但シ其一部内限りノ規約ハ各自ニ制定シテ之ヲ会長ニ報告スベシ

第三条 会員タラント欲スルモノハ年齢二十三年以上ニシテ其郡区内会員ノ保薦ヲ得幹事ニ申出テ会長ノ認可ヲ経テ会員ニ列スベシ

第四条 会同ハ毎年春秋二回和歌山ニ於テ之ヲ開ク若シ臨時会同ヲ要スルトキハ此期限外ニ開場スルコトモアルベシ

第五条 各郡区会員ニ於テハ互選投票シテ十名ヨリ多カラズ五名ヨリ少カラサル委員ヲ公挙シテ会同ニ出スベシ

第六条 毎年第一大会ニ於テ会員一同ノ投票ヲ以テ正副会長各一名ヲ選挙シ又各部内ニ於テハ各一名ノ幹事ヲ選挙スベシ

但正副会長及幹事ノ任期ハ一ケ年タルベシ

第七条 各部会員ハ常ニ通信報告ヲ為シ互益相助ノ道ヲ開クベシ

第八条 以上ノ各款ニシテ改正ヲ要スルトキハ毎大会ノ節又ハ臨時会ニ於テ之ヲ改ルヲ得ベシ

2 解説

(1) 自由民権運動の広まりと急進化

全国的な自由民権運動の広まりを受けて、政府は1881(明治14)年10月に国会開設の勅諭を出し、1890(明治23)年に国会を開設すると公約しました。その後、板垣退助を党首とする自由党や大隈重信を党首とする立憲改進黨が結成され、各地で国会開設に備えた政党が多く組織されていきました。

一方、政府による自由民権運動の弾圧¹や松方財政²による農村の不況に対する反発から、1882(明治15)年以降、福島事件や秩父事件など各地で騒擾が続き、自由民権運動は急進化していきました。

(2) 木国同友会³

このような背景のなか和歌山県では、1881(明治14)年12月、木国同友会が結成されました。木国同友会は会員約1100人、県内各地域の有力者層をほとんど網羅した全県的な規模の組織でした。会長は「稲むらの火」の逸話で知られ、和歌山県会の初代議長を務めるなど政治家としても活躍した濱口梧陵でした。

当時の県会は、予算案をめぐる県令と民権派の県会議員が対立しており、この解決のために木国同友会の結成が目指されました。1880(明治13)年7月から、濱口と紀北地域の自由民権運動を主導していた児玉仲兎をはじめとする民権派の県会議員の間で結成に向けた議論が始まります。児玉らは1878(明治11)年に実学社⁴を設立していましたが、木国同友会結成直前の10月に解散し、会員の多くは木国同友会へと合流しています。

仮規則は、明確な作成時期はわかりませんが、木国同友会の行動規範として結成に係る議論の過程で作られたと考えられ、自由民権運動の急進化を恐れて県民の融和を第一と考える濱口の考えが色濃く反映されています。しかし、結成時に出された「木国同友会規則」には「自由ヲ伸張」や「立憲ノ政体ヲ賛立」との記述が盛り込まれ、「自由党盟約」での「自由ヲ拡充」や「立憲政体ヲ確立」といった記述と近く、児玉ら旧実学社の会員の意向が強く表れたものとなっています。この変化の経緯は明らかになっていません。木国同友会は和歌山県内でともに広い影響力をもつ濱口と児玉が属しており、このことが和歌山県において自由民権運動が急進化しなかった要因の一つだと考えられます。

その後、1885(明治18)年に濱口が死去すると、木国同友会の活動は行われなくなりました。

(3) 本資料について

本資料からは、濱口の考えの影響を読み取ることができます。条文は第1条から第8条までであり、第1条では木国同友会の目的が記されています。その中には「開智治生ノ学ヲ修メ」「相共ニ利害休戚ヲ同クシ」とあり、県民が知識を広めて生活することや県民の対立を避けようとしていることがわかります。また「県下一般ニ関スル事件ノ得失ヲ講究シテ県会ノ参考ニ供ス」とあり、木国同友会は県会のための組織と捉えられます。第2条から第8条までは組織の運用に関する規則が定められています。一方、立憲政体の確立といった政党としての明確な主義は記されていません。

以上のように本資料は、県民の対立を避けて県政の安全と県事業の発達を図るといった木国同友会に対する濱口の考えが強く表れています。



濱口梧陵

(出典：『和歌山県史 近現代1』)

¹ 政府は1882(明治15)年に集会条例を改正し、政党の支部設置を禁止するといった対応をとりました。

² 1881(明治14)年に大蔵卿となった松方正義による厳しい緊縮財政・デフレ政策のこと。これにより、米・繭などの価格が下落し、農村において深刻な不況となりました。

³ 「木国」の読み方は『和歌山県史 近現代1』では「きのくに」としていますが、他の文献には「ぼくこく」や「もくこく」とするものもあります。

⁴ 児玉ら那賀郡粉河村(現紀の川市粉河)の豪農層が中心となって結成された組織のこと。国会開設建白書を太政官に提出するなどの活動をしていました。詳しい内容は「[紀北の自由民権運動](#)」シートを参照。

3 活用のポイント

- **中学校社会〔歴史的分野〕の場合…C 近現代の日本と世界**

自由民権運動の全国的な広まりが和歌山にも及んでいたことを、和歌山県の生徒にとってなじみが深いと考えられる濱口梧陵から学ぶことができます。

- **歴史総合の場合…B 近代化と私たち**

B(1)近代化への問いの「権利意識と政治参加や国民の義務」に関する資料として活用できます。例えば、「資料では、木国同友会の目的は何と記されているか。」「その目的の背景にある歴史的な事情は何か考えてみよう。」などと問いかけることで、当時の和歌山の人々が権利意識と政治参加や国民意識についてどのように考えていたのかと関心を持ち、疑問に思ったことや追究したいことを考えるきっかけになります。また、自由民権運動と国民国家の形成に関する学習や単元のまとめの授業での資料としても活用できます。

- **日本史探究の場合…D 近現代の地域・日本と世界**

D(2)歴史資料と近代の展望において、本資料から和歌山県下の有志者たちが和歌山県や全国の政治の議論をしようとしていたことを読み取り、近代の特色のひとつである国民の政治参加を身近な地域の視点から考えることができます。さらに、近代の地域と日本の人々の政治参加の意識が、近世とは異なっていることに関心を持ち、本資料などをもとにその背景を考察することができます。

本資料のほかに「木国同友会規則」、「自由党盟約」を取り上げ、「なぜ仮規則と規則で第1条が変化したのだろうか？」と問いかけることで、和歌山県のなかでも自由民権運動に対する考え方が異なる勢力がいたことを考察できます。そして、解説シートを提示して「仮規則の記述で濱口梧陵の考えと近い部分はどれだろうか？」と問いかけることで、木国同友会と自由党の主張の異なる部分を考えられ、近代の人々と政治とのかかわりについて地域社会と日本全体が連動しつつも、地域によって異なる部分もあると考察できます。

4 出典

- ・当館所蔵 北一夫氏旧蔵北家文書 整理番号 ケ-88 「木国同友会仮規則」

※文書群の詳細については、[「北一夫氏旧蔵北家文書目録 解題」\(PDF\)](#) をご覧ください。

5 関連資料・ウェブサイト等

- ・[「木国同友会規則」\(和歌山県立図書館所蔵\)](#)
- ・[「自由党盟約」\(国立国会図書館デジタルコレクション\)](#)
- ・[「立憲改進黨綱領撮要」\(国立国会図書館デジタルコレクション\)](#)
- ・[「紀の国の先人たち 浜口梧陵」\(和歌山県ふるさとアーカイブ\)](#)

6 参考文献

- ・和歌山県史編さん委員会編『和歌山県史 近現代1』和歌山県、1989年
- ・和歌山市史編纂委員会編『和歌山市史 第3巻』和歌山市、1990年
- ・杉村広太郎編『浜口梧陵伝』浜口梧陵銅像建設委員会、1920年
- ・安藤精一『和歌山の研究 第4巻 近代編』清文堂出版、1978年